

# 申告をお忘れなく!

市県民税・国民健康保険税 2月16日(水)～3月15日(火)

市県民税・国民健康保険税の申告時期です。申告日程表をご覧ください。期間中に必ず申告してください。申告期間中は、税務担当職員が申告受付のため公民館等に出張していますので、お住まいの地区の会場で申告をお願いいたします。都合がつかない場合は、別の会場でもかまいません。また、2日間以上申告受付を行っている会場の場合、初日は大変込み合い長時間お待ちいただくことがありますので、日程調整をお願いいたします。なお、所得税の申告で税務署から通知があった場合は税務署での申告となりますのでご注意ください。

## 申告が必要な場合は

平成17年1月1日現在、西条市に住所のあるかたで：

- 平成16年中に営業・農業・不動産(地代・年貢等を含む)・日雇い・アルバイト収入等の所得があつたかた
- 給与所得者で給与以外の所得があつたかた
- ※給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の申告が必要なかたも市県民税の申告が必要です。
- 2力以上から給与を受けられているかた
- 生命保険満期受取金・生命保険契約等に基づく年金(個人年金等)・配当金等があつたかた
- 給与所得者で年末調整を受けていないかた(中途退職者を含む)
- 国民健康保険に加入されているかた

## 申告の必要がないかたは

- 所得が給与所得のみで他に所得がなく、勤務先から給与と支払報告書が市役所に提出されているかた
- 市役所から送られた簡易申告書を提出されるかた
- 所得税の確定申告書を税務署へ提出されるかた

## 申告時に持参するものは

- 平成16年中の所得を明らかにする書類
  - ・源泉徴収票
  - ・自営業、農業、不動産収入のあるかたは、収入額や経費のわかる帳簿書類、固定資産税課税明細書等
- 平成16年中の控除を明らかにする書類
  - ・生命保険、損害保険等の
- 支払証明書等(医療費控除を受けられるかたは領収書の額をあらかじめ集計しておいてください)
- 印鑑(認印でかまいません)
- 申告されるかた名義の金融機関・口座番号がわかるもの(還付が生じた際に必要になります)

### 旧東予市

日程	時間	対象地区	会場	
2月	16日(水)	周布・吉田	市民会館 (旧東予市市民会館)	
	17日(木)	石田・玉之江・広江・今在家		
	18日(金)	北条		
	21日(月)	三津屋・三津屋南・三津屋東		
	22日(火)	大新田・壬生川・明理川・円海寺・喜多台		
	23日(水)	国安・新市・高田・桑村・安用出作 新町・上市・広岡・石延・安用		
	24日(木)	河原津・河原津新田・楠・三芳		
	25日(金)	宮之内・大野・福成寺・実報寺・旦之上・河之内・黒谷		
3月	9:00 ～ 16:00	28日(月)	周布・吉田	周布公民館
		1日(火)	北条	多賀公民館
		2日(水)	石田・玉之江・広江・今在家	吉井公民館
		3日(木)	安用出作・新町・上市・広岡・石延・安用	吉岡公民館
		4日(金)	高田・桑村	国安公民館
		7日(月)	国安・新市	
		8日(火)	三津屋・三津屋南・三津屋東 明理川・円海寺・喜多台	壬生川公民館
		9日(水)	大新田・壬生川	三芳公民館 (農村環境改善センター)
		10日(木)	三芳	
		11日(金)	河原津・河原津新田・楠	楠河公民館
		14日(月)	宮之内・大野・福成寺・実報寺	庄内公民館
		15日(火)	旦之上・河之内・黒谷	

### 平成17年度 市県民税・国民健康保険税申告受付日程表

#### 旧西条市

日程	時間	対象地区	会場		
2月	16日(水)	9:00～12:00	加茂	加茂公民館	
		13:30～16:30	大保木	石鎚ふれあいの里	
		9:00～16:00	橘	橘公民館	
	17日(木)	9:00～16:00	氷見	氷見公民館	
	18日(金)	9:00～15:00	玉津	玉津公民館	
	21日(月)	9:00～16:00		飯岡	飯岡公民館
	22日(火)	9:00～16:00		神戸	神戸公民館
	23日(水)	9:00～15:00	禎瑞		禎瑞公民館
24日(木)	9:00～16:00	大町	総合福祉センター 研修室(2)		
25日(金)	9:00～15:00			神拝	
28日(月)	9:00～15:00				
3月	1日(火)～4日(金)	9:00～16:30	西条		
					7日(月)～10日(木)
	11日(金)、14日(月)、15日(火)	9:00～16:30			